

ごみ出しは定められた日に!

※お問い合わせは
環境課環境係 (☎880-6557) まで

■次の点を必ず守ってごみを出してください。

- ▶指定日の午前5時～8時までに出してください。
- ▶お住まいの地区のごみステーションに出してください。
- *地区外のごみステーションには出さないでください。

- ▶可燃物・プラスチック容器包装類・ペットボトル・ビン・水銀を含むごみは指定袋で出してください。
- *指定ごみ袋代金はごみ処理手数料です。指定袋に入っていない上記のごみは収集しません。

★ビン・雑ごみ・ペットボトル・水銀を含むごみの収集

日	曜	地 区
12/1	木	久枝(開田を除く)、下島、前浜
2	金	立田
3	土	田村
5	月	十市(南部)、天行寺、成合
6	火	片山、里改田
7	水	浜改田
8	木	稲吉、西窪、新川、東崎(西部)
9	金	田井、八木、山崎、竹中、関、西野々、住吉野、伊達野、大埴団地
10	土	篠原、明見
12	月	下啗内、物部、久枝(開田)
13	火	稲生
14	水	能間、野田口、朝日町、城陸、榎田町
15	木	陣山、三島、上末松、下末松、西山、上廿枝、西島、古市
16	金	北小籠、東山町、幸町、元町、小籠1～2丁目、8区(たちばな改良住宅・小籠住宅を含む)
17	土	祈年(たちばな改良住宅を除く)、東崎(東部)、駅前町
19	月	野田(西野田町1丁目を除く)、天行寺
20	火	後免町、東崎西部改良住宅、日吉町、西野田町1丁目
21	水	白木谷、八京、蒲原団地、蒲原住宅
22	木	久礼田、植田
23	金	奈路、亀岩、領石、植野、上倉、才谷、宍崎、外山、中谷
24	土	十市(北部)、緑ヶ丘
26	月	国分、比江、左右山、岩村
27	火	笠ノ川、八幡、小蓮、定林寺、滝本、蒲原(団地・住宅を除く)
28	水	中島、常通寺島、吉田、江村、岡豊町小籠、三軒屋(長岡小籠)
年末年始(12月31日㊤～平成24年1月3日㊦)は休み		
1/4	水	浜改田
5	木	久枝(開田を除く)、下島、前浜
6	金	立田

*黒い袋、肥料やお米の袋で中身の確認ができない袋は危険なため、使用しないようお願いします。

★紙類・衣類の収集(新聞紙・雑誌・紙パック・古着)

と き	地 区
12月5日・19日 (第1・3月曜日)	十市(北部)、緑ヶ丘、稲吉、新川、西窪、野田口、能間、東崎(西部)、城陸、朝日町、榎田町、天行寺
12月6日・20日 (第1・3火曜日)	下島、田村(ハマス南)、浜改田、久枝、前浜、物部(下啗内を除く)、野田、後免町
12月7日・21日 (第1・3水曜日)	植田、植野、亀岩、久礼田、才谷、宍崎、上倉、中谷、成合、白木谷、外山、奈路、八京、領石、幸町、元町、三軒屋(長岡小籠)、東山町、小籠1～2丁目、8区、小籠住宅、篠原(北村ストア横)
12月12日・26日 (第2・4月曜日)	稲生、片山、里改田、十市(南部)、田井、八木、山崎、竹中、関、西野々、住吉野、大埴団地、篠原(北村ストア横を除く)、明見、伊達野
12月13日・27日 (第2・4火曜日)	上末松、上廿枝、国分、北小籠、三島、下末松、陣山、左右山、西島、西山、比江、古市、立田、田村(ハマス北)、岩村、下啗内
12月14日・28日 (第2・4水曜日)	笠ノ川、蒲原、小蓮、常通寺島、定林寺、滝本、中島、八幡、岡豊町小籠、吉田、江村、祈年、東崎(東部)、駅前町、日吉町、たちばな改良住宅
1月4日・18日 (第1・3水曜日)	植田、植野、亀岩、久礼田、才谷、宍崎、上倉、中谷、成合、白木谷、外山、奈路、八京、領石、幸町、元町、三軒屋(長岡小籠)、東山町、小籠1～2丁目、8区、小籠住宅、篠原(北村ストア横)

★カン・金属類の収集

日	曜	地 区
12/1	木	田井、八木、山崎、竹中、関、西野々、住吉野、大埴団地、篠原、明見、伊達野
2	金	笠ノ川、八幡、小蓮、定林寺、滝本、蒲原(団地・住宅を含む)
3	土	中島、常通寺島、吉田、江村、岡豊町小籠、三軒屋(長岡小籠)
5	月	片山、里改田、浜改田、天行寺、成合
6	火	領石、植野、久礼田、植田
7	水	野田口、能間、城陸、榎田町、朝日町、西窪、新川、稲吉、東崎(西部)
8	木	立田、田村
9	金	後免町、野田
10	土	陣山、三島、上末松、下末松、西山、上廿枝、西島、古市
12	月	十市(南部)
13	火	東崎(東部)、日吉町、駅前町、東崎西部改良住宅
14	水	東山町、幸町、元町、小籠1～2丁目、8区、祈年、小籠住宅
15	木	田井、八木、山崎、竹中、関、西野々、住吉野、大埴団地、篠原、明見、伊達野
16	金	笠ノ川、八幡、小蓮、定林寺、滝本、蒲原(団地・住宅を含む)
17	土	中島、常通寺島、吉田、江村、岡豊町小籠、三軒屋(長岡小籠)
19	月	片山、里改田、浜改田、天行寺
20	火	領石、植野、久礼田、植田
21	水	野田口、能間、城陸、榎田町、朝日町、西窪、新川、稲吉、東崎(西部)
22	木	十市(北部)、緑ヶ丘、岩村
23	金	奈路、亀岩、上倉、才谷、宍崎、外山、中谷、白木谷、八京
24	土	国分、比江、左右山、北小籠
26	月	下啗内、物部、久枝(開田)
27	火	久枝(開田を除く)、下島、前浜
28	水	稲生
年末年始(12月31日㊤～平成24年1月3日㊦)は休み		
1/4	水	野田口、能間、城陸、榎田町、朝日町、西窪、新川、稲吉、東崎(西部)

*空き缶(飲料)と他の金属は袋を別にしてください。

★ダンボールの収集

と き	地 区
12月5日・19日 (第1・3月曜日)	天行寺
12月1日・15日 (第1・3木曜日)	十市(北部)、緑ヶ丘、稲吉、新川、野田口、西窪、能間、城陸、朝日町、榎田町、東崎(西部)
12月2日・16日 (第1・3金曜日)	下島、田村(ハマス南)、浜改田、久枝、前浜、物部(下啗内を除く)、野田、後免町
12月3日・17日 (第1・3土曜日)	植田、植野、亀岩、久礼田、才谷、宍崎、上倉、中谷、成合、白木谷、外山、奈路、八京、領石、幸町、元町、三軒屋(長岡小籠)、東山町、小籠1～2丁目、8区、小籠住宅、篠原(北村ストア横)
12月8日・22日 (第2・4木曜日)	稲生、片山、里改田、十市(南部)、田井、八木、山崎、竹中、関、西野々、住吉野、大埴団地、篠原(北村ストア横を除く)、明見、伊達野
12月9日・23日 (第2・4金曜日)	上末松、上廿枝、国分、北小籠、三島、下末松、陣山、左右山、西島、西山、比江、古市、立田、田村(ハマス北)、岩村、下啗内
12月10日・24日 (第2・4土曜日)	笠ノ川、蒲原、小蓮、常通寺島、定林寺、滝本、中島、八幡、岡豊町小籠、吉田、江村、祈年、東崎(東部)、駅前町、日吉町、たちばな改良住宅
1月5日・19日 (第1・3水曜日)	十市(北部)、緑ヶ丘、稲吉、新川、野田口、西窪、能間、城陸、朝日町、榎田町、東崎(西部)

ごみ収集は12月31日(土)から新年1月3日(火)が休みです

南国市では通常、祝日でもごみの収集を平常どおり行っていますが、12月31日(土)から1月3日(火)までは収集を行いません。これに伴い、年末年始のごみの収集日が変更となります。

年末年始の収集

可燃ごみの収集		
収集地区	年 末	年 始
月・木の地区	12月29日(木)まで	1月5日(木)から
火・金の地区	12月30日(金)まで	1月6日(金)から
水・土の地区	12月28日(水)まで	1月4日(水)から

*天行寺の年始の収集は1月4日(水)と16日(月)です。

ビン・雑ごみ・ペットボトルの収集	
収集地区	変更日
十市(南部)、天行寺、成合	1月2日(月)→1月4日(水)
片山、里改田	1月3日(火)→1月5日(木)

★プラスチック容器包装類の収集は12月30日(金)まで。年始は1月4日(水)から収集します。

知って得する国民年金

あなたも国民年金の額を増やしませんか?

いずれの制度でも全額、所得税・市民税の所得控除対象となります。

◎付加年金

年金額を手軽に増やしたい方には、付加年金があります。

付加年金は定額保険料(15,020円)に加え、付加保険料(400円)を納めることにより、将来の年金額に付加年金が加算される制度です。受給額は200円×付加保険料納付月数で計算します。たとえば、10年間(120カ月)付加保険料48,000円を納めると、基礎年金額に、付加年金額24,000円(年額)が加算された年金が終身受け取れ、大変お得になっています。なお、付加年金には物価スライドがありません。

加入できるのは、第1号被保険者のみで、第3号被保険者は加入できません。また、第1号被保険者でも国民年金基金加入者は加入できません。申し出た月からの加入となります。ただし、定額保険料を納める(納付期限:翌月末まで)ことが条件となっています。

※お問い合わせは
市民課年金係 (☎880-6555) まで

1月の収集

カン・金属類の収集	
収集地区	変更日
第1・第3月曜日の地区	1月16日(月)のみ収集
第1・第3火曜日の地区	1月17日(火)のみ収集

紙類・衣類の収集

収集地区	変更日
第1・第3月曜日の地区	1月16日(月)のみ収集
第1・第3火曜日の地区	1月17日(火)のみ収集

ダンボールの収集

収集地区	変更日
第1・第3月曜日の地区	1月16日(月)のみ収集
第1・第3火曜日の地区	1月17日(火)のみ収集

琴平神社

紙類・衣類、カン金属類	ダンボールと同じ1月6日(金)に収集
-------------	--------------------

◎任意加入制度

任意加入は、60歳までに25年の受給資格期間を満たせない方や、受給資格期間は満たしているが未納期間があるため老齢基礎年金が満額にならない方が、申し出ることにより60歳以降も引き続き、最高65歳まで国民年金に任意で加入できる制度です。ただし、480カ月以上は納めることができません。

なお、昭和40年4月1日以前生まれの方は、65歳までに受給資格期間を満たせなかった場合、70歳まで任意加入することができます。

※お問い合わせは
南国年金事務所 (☎864-1111) まで

◎国民年金基金制度

国民年金を納めている第1号被保険者が任意で加入することができる公的な年金制度です。サラリーマンなどの第2号被保険者との年金額の差を解消するために平成3年に創設されました。自分の収入に合わせて設計でき、将来受け取る年金額を増やすことができます。

※お問い合わせは
高知県国民年金基金 (☎885-2525) まで

市民からのお便り 最近の親子クイズ、バラエティに富んで最高に毎月楽しみにしています。